

契約金額及び件数に関する統計(平成19年度)

単位:件、円

競争契約				うち一般競争入札								うち指名競争入札				随意契約				うち同一所管公益法人等								うち同一所管公益法人等以外の法人等				合計									
契約件数	%	契約金額	%	契約件数	%	公共工 事等	物品役 務等	契約金額	%	公共工 事等	物品役 務等	契約金額	%	公共工 事等	物品役 務等	契約件数	%	契約金額	%	契約件数	%	公共工 事等	物品役 務等	契約金額	%	公共工 事等	物品役 務等	契約件数	%	公共工 事等	物品役 務等	契約金額	%	公共工 事等	物品役 務等	契約件数	契約金額				
																																						契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
324	37.1	4,008,675,029	39.0	324	37.1	34	290	4,008,675,029	39.0	1,582,451,850	2,426,223,179	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	550	62.9	6,257,328,555	61.0	102	11.7	0	102	510,717,347	5.0	0	510,717,347	448	51.3	2	446	5,746,811,208	56.0	11,130,000	5,735,481,208	874	10,266,003,584

随意契約に関する統計(平成19年度)

単位:件、円

随意契約の分類 契約相手方の分類	①契約の性質又は目的が競争を許さない場合		②緊急の必要により競争に付することができない場合		③競争に付することが不利と認められる場合		④秘密の保持が必要とされている場合		⑤競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合		⑥特例政令に相当する規定に該当する場合		⑦国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約		⑧包括条項(バスケットクローズ)		⑨その他		合 計						
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	うち「企画競争」を実施		うち「公募」を実施		
																					契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数
同一所管公益法人	11	228,963,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	228,963,000	10	221,363,000	-	-
その他の公益法人	21	101,465,344	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	14,618,150	-	-	-	-	-	28	116,083,494	2	22,793,940	3	24,692,302
独立行政法人等	70	213,365,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	62,899,000	89	276,264,000	-	-	-	-	
特殊法人等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定民間法人等	1	2,500,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,990,347	-	-	-	-	-	2	5,490,347	1	2,500,000	-	-
同一所管公益法人等以外の法人等	294	5,089,127,718	1	4,116,000	-	-	-	-	17	203,617,067	-	-	73	146,384,865	-	-	35	187,282,064	420	5,630,527,714	47	3,751,174,701	34	190,228,269	
合 計	397	5,635,421,062	1	4,116,000	-	-	-	-	17	203,617,067	-	-	81	163,993,362	-	-	54	250,181,064	550	6,257,328,555	60	3,997,831,641	37	214,920,571	

(注1) 「特例政令」とは、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条」を指す。

(注2) 「同一所管公益法人」とは、農林水産省が所管する公益法人を指す。

(注3) 「その他の公益法人」とは、同一所管公益法人以外の公益法人を指す。

(注4) 「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注5) 「特殊法人等」とは、特殊法人及び認可法人を指す。

(注6) 「特定民間法人等」とは、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)により、毎年12月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」において掲げられている民間法人又は個人、各省各庁が国の常勤職員であったものが再就職していることを把握している法人又は個人及びその他各省各庁の長が必要と認める法人又は個人を指す。

(注7) 「同一所管公益法人等以外の法人等」とは、注2～注6に該当しない法人を指す。